

令和6年4月26日
防 衛 省

陸上自衛隊北部方面隊隷下の部隊における特定秘密漏えい事案について

1 事案の概要

令和5年7月21日、北部方面隊隷下の部隊指揮官が、同月に上富良野演習場で行われた訓練において指示・伝達を行う際に、特定秘密の情報を知るべき立場にない隊員もいる前で、特定秘密の情報を伝達した旨の情報提供が防衛省にあった。

陸上幕僚監部は、当該情報提供を受け、情報の内容につき所要の確認を行い、同年12月27日に防衛大臣に報告するとともに、北部方面総監部幕僚副長を長とする事故調査の組織を設置し、調査を開始した。また、同日、北部方面警務隊に対し、本事案を通報した。

この調査の結果、当該部隊指揮官が、少なくとも重大な過失により、特定秘密の情報を知るべき立場にない隊員15名に特定秘密の情報を漏えいしたことが判明した。

2 調査結果

令和5年7月16日、北部方面隊隷下の部隊指揮官が上富良野演習場で行われた訓練において指示・伝達を行う際に、特定秘密の情報を知るべき立場にない隊員15名に対して特定秘密の情報を漏らし、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）及び特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）に違反したことが判明した。

また、当該部隊指揮官は、指示・伝達の後、自らの発言が特定秘密に該当する可能性があることを認識したものの、部下隊員から二次漏えいの防止のための措置を実施した旨の報告を受けたことをもって上級部隊への報告を要しないと誤って判断し、これを怠っていたことを確認した。

(1) 漏えいした情報

有事における自衛隊の活動に関する情報

なお、漏えい先の隊員から第三者への更なる漏えいは確認されなかった。

(2) 本事案の要因

当該指揮官が、訓練に参加する隊員の意識を高揚させようと思うあまり、深く思慮せず、少なくとも重大な過失により、知るべき立場にない隊員もいる中で特定秘密の内容を発言したものであり、秘密保全に関する規範意識が著しく欠如している。

3 再発防止策

特定秘密の情報の伝達に当たって特定秘密取扱者名簿により特定秘密取扱職員であることの確認等を徹底するとともに、部隊指揮官等に対する保全教育及び知識確認試験を実施する。

(以 上)